報
 告

 平成 29 年 8 月 10 日

 環
 境
 局

 環
 境
 課

平成28年度 北九州市の環境の現況等について

平成 28 年度の環境の現況は、昨年の状況と比べて大きな変化はなく、 以下の項目を除いて環境基準に適合していた。

- 光化学オキシダントは全ての測定局で環境基準に適合せず、5月30日 には7年ぶりとなる光化学スモッグ注意報を発令した。
- 微小粒子状物質(PM2.5)は、昨年度より環境基準に適合する測定局が 1 局増えたものの、11 測定局中 8 局で環境基準に適合しなかった。
- 地下水については、新たに4井戸で環境基準に適合しなかった。
- 自動車騒音は、市内幹線道路 211 区間で評価を行った結果、2.6%で昼夜ともに環境基準に適合しなかった。新幹線騒音は 19 測定地点のうち 11 地点で環境基準に適合しなかった。

内は参考資料中の図表番号

1 大気汚染

(1) 一般環境大気測定局(14測定局)及び自動車排出ガス測定局(5測定局)

表-3,4 図-1~3

① 二酸化いおう、二酸化窒素、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質は、全ての測定局で環境基準*1に適合していた。

※1 環境基準:人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。

- ② 光化学オキシダントは、全ての一般環境大気測定局で環境基準(0.06 p p m) に適合せず、5月30日には7年ぶりとなる注意報を若松区で発令(15時30分~17時)した(当日は大陸からの越境大気汚染の影響が主な要因と判断)。 市民が屋外で活動する昼間(5~20時)の環境基準適合率は、84.8%(塔野観測局)から96.7%(北九州観測局)の範囲であった。
- ③ 微小粒子状物質 (PM2.5) は、平成23年度から測定を開始し、平成28年度は11測定局で測定した。昨年度より環境基準に適合する測定局が1局増えたものの、11測定局中8局で環境基準に適合しなかった。しかし、注意喚起レベル (日平均70 μ g/m³) まで上昇することはなく、年平均値は3年連続して微減した。

(2) 有害大気汚染物質(4測定局)

表-5

ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンは、 全ての測定局で環境基準に適合していた。

(3) アスベスト(5 測定局)

表-6 図-4

5測定局でのアスベストの年間平均値は、1 リットル中に 0.07 本であった。このうち、平成 2 年度から継続して測定を実施している北九州観測局の年間平均値は、1 リットル中に 0.07 本であり、前年度と同レベルであった。

(4) 降下ばいじん(11 地点)

表-7 図-5

11 地点での降下ばいじんの全市平均値は、3.9 トン/k m²/月であり、測定場所別には $2.3 \sim 5.9$ トン/k m²/月の範囲であった。全市平均値の経年変化は、昭和 40 年代(昭和 43 年度 20.2 トン/k m²/月)と比較すると大幅に低くなっており、近年では $3 \sim 6$ トン/k m²/月の範囲で推移している。

2 水質汚濁

(1)河川

表一8 図一6,7

代表的な水質指標であるBOD(生物化学的酸素要求量)は、河川の環境基準点 16 河川 27 地点の全てにおいて、環境基準に適合していた。

また、カドミウム、シアン等の健康項目は、海水の影響を受ける下流域においてほう素が適合しなかったが、全ての環境基準点で環境基準に適合していた。

(2)海域

表-9 図-8-1, 8-2

代表的な水質指標であるCOD(化学的酸素要求量)及び健康項目は、7環境 基準点全てで環境基準に適合していた。富栄養化の指標である全窒素及び全りん については、全ての水域で環境基準に適合していた。

(3)湖沼

表-10

湖沼の環境基準が定められている、ます渕ダムにおいて、COD、全りん、健康項目について環境基準に適合していた。

(4) 地下水 表-11

概況調査を10井戸で実施した結果、3井戸が環境基準に不適合であった。また、 当井戸の周辺で、汚染範囲を確認する調査を実施した結果、他に1井戸が環境基 準に不適合であった。平成29年度以降も、確認された環境基準不適合の井戸につ いて調査を継続する。

また、過去に汚染が確認された井戸については、毎年、継続監視調査を実施しており、平成28年度は23井戸を調査した結果、21井戸が引き続き環境基準に不適合であった。

概況調査で環境基準に不適合であった項目は砒素及びテトラクロロエチレンである。 また、継続監視調査で環境基準に不適合であった項目は、主にテトラクロロエチレン 並びに硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素であった。

このうち砒素は地質由来である可能性が高いが、テトラクロロエチレン並びに硝酸性 窒素及び亜硝酸性窒素は人為由来であると考えられる。テトラクロロエチレンは、ドラ イクリーニングや金属の表面洗浄などに使われてきた有機塩素系溶剤であるが、現在は ドライクリーニングではほとんど使われておらず、過去に使用されたものによる汚染で あると考えられる。また、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は、過剰な施肥や、家畜ふん尿 の不適正な処理などが原因と考えられる。

なお、環境基準を超過した井戸については所有者等に結果を通知するとともに、飲用 しないように指導している。

3 騒音・振動

(1)自動車騒音 表-12, 13

市内幹線道路 211 区間で自動車騒音を評価した結果、昼間(6時~22時)の環境基準適合率は96.6%、夜間(22時~6時)の環境基準適合率は95.8%であった。また、昼夜とも環境基準に適合したのは95.0%であり、昼夜とも環境基準に不適合だったのは2.6%であった。

道路管理者に対し、測定結果を通知するとともに、低騒音舗装による道路環境の改善など、環境基準達成に向けた協力を依頼している。

(2)新幹線騒音・振動

表-14 図-9~11

騒音は、新幹線沿線の5地区19地点で測定し、8地点で環境基準に適合していた。また、振動は、測定した5地区10地点全てで、緊急に対策を必要とするレベルを定めた指針値*2に適合していた。

JR西日本が防音壁の設置や車両の改善を行っていることから、近年苦情はほとんどないが、今後ともJR西日本に騒音の低減対策を求めていきたい。

※2 「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」(S51、環境庁長官勧告)

(3) 航空機騒音 表-15 図-12

八幡西区及び若松区の12測定地点のうち、平成28年度は6地点(うち1地点は継続測定)で測定した。その結果、全ての地点とも環境基準に適合していた。 残る6地点は前年度に測定を行っており、全ての地点で適合していた。

環境基準に適合している地域であっても航空機騒音に関する苦情が寄せられている。 航空機騒音対策を進めるために、防衛省へ住宅防音工事助成の指定区域等の拡大、並び に環境省へ航空機騒音に係る環境基準の見直しを要望している。

4 ダイオキシン類

(1)一般環境

表-16~21 図-13~16

大気、公共用水域(河川・海域・湖沼)、地下水、土壌の調査を行った結果、全 ての測定地点で環境基準に適合していた。

(2) 発生源の排ガス、排水

表-22~25

ダイオキシン類対策特別措置法の適用事業場を対象とした市の立入測定の結果、 1事業場1施設で排出基準を超過していたため、原因の調査と対策の実施を指導した。また、事業者から報告のあった自主測定の結果は、全て排出基準に適合していた。

(3) 廃棄物焼却炉から排出されるばいじん等

表-26

事業者から報告のあった自主測定の結果、1事業者1施設のばいじんが特別管理 廃棄物に該当しており、適正に処理していることを確認した。

(4) 市の一般廃棄物焼却工場

表-27, 28

排ガスやばいじん等の自主測定の結果、全て基準に適合していた。

5 まとめ

今後とも、測定結果のホームページ公開等、市民への情報提供に努めるとともに、環境基準に適合している項目については、発生源に対する監視・指導や環境アセスメントの適切な審査等により、その良好な環境を維持していく。PM2.5 等環境基準不適合の項目については、国の調査研究とも連携して知見の蓄積に努め、市民の快適な生活環境づくりに取り組んでいく。